

特定商品及び量目公差

1. 特定商品

法第12条に基づき指定されている商品《29種類 内食料品1～23》及び法第13条で定める密封商品（詰め込みを行った食料品の量の増減が安易にできない状態で封した商品）と量目公差については次の表のとおりとする。

法第12条第1項の特定商品	法第13条表記義務対象の特定商品 (左記の商品のうち密封したときに表記義務のかかる商品)	適用 公差
1 精米及び精麦	1 精米及び精麦	公差表1
2 豆類（未成熟のものを除く。）及びあん、煮豆 その他の豆類の加工品 (1) 加工していないもの (2) 加工品	2 豆類（未成熟のものを除く。）及びあん、煮豆 その他の豆類の加工品 (1) 加工していないもの (2) 左に掲げるもののうち、あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及びはるさめ	公差表1
3 米粉、小麦粉その他の粉類	3 米粉、小麦粉その他の粉類	公差表1
4 でん粉	4 でん粉	公差表1
5 野菜（未成熟の豆類を含む。）及びその加工品（漬物以外の塩蔵野菜を除く。） (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの (2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース (3) 漬物（缶詰及び瓶詰を除く。）及び冷凍食品（加工した野菜を冷凍させ、容器に入れ又は包装したものに限る。） (4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	5 野菜（未成熟の豆類を含む。）及びその加工品（漬物以外の塩蔵野菜を除く。） (1) 左のうち該当するものなし (2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース (3) 左に掲げるもの（らっきょう漬以外の小切り又は細刻していない漬物を除く。） (4) 左に掲げるもののうち、きのこの加工品及び乾燥野菜	公差表2 公差表1 又は表3 公差表2 公差表1
6 果実及びその加工品（果実飲料原料を除く。） (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの (2) 漬物（缶詰及び瓶詰を除く。）及び冷凍食品（加工した野菜を冷凍させ、容器に入れ又は包装したものに限る。） (3) (2)に掲げるもの以外の加工品	6 果実及びその加工品（果実飲料原料を除く。） (1) (左のうち該当するものなし) (2) 漬物（缶詰及び瓶詰を除く。）及び冷凍食品（加工した野菜を冷凍させ、容器に入れ又は包装したものに限る。） (3) 左に掲げるもののうち、缶詰及び瓶詰、ジャム、マーマレード、果実バター並びに乾燥果実	公差表2 公差表2 公差表1
7 砂糖	7 左に掲げるもののうち、細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	公差表1
8 茶、コーヒー及びココアの調整品	8 茶、コーヒー及びココアの調整品	公差表1
9 香辛料	9 左に掲げるもののうち、破碎し、又は粉碎したもの	公差表1
10 めん類	10 左に掲げるもののうち、ゆでめん又はむしめん以外のもの	公差表2
11 もち、オートミールその他の穀類加工品	11 もち、オートミールその他の穀類加工品	公差表1

法第12条第1項の特定商品	法第13条表記義務対象の特定商品 (左記の商品のうち密封したときに表記義務のかかる商品)	適用 公差
12 菓子類	12 左に掲げるもののうち ・ビスケット類、米菓及びキャンデー（ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る。） ・油菓子（1個の質量が3g未満のものに限る。） ・水ようかん（くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る。） ・プリン及びゼリー（缶入りのものに限る。） ・チョコレート（ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。） ・スナック菓子（ポップコーンを除く。）	公差表1
13 食肉（鯨肉を除く。）並びにその冷凍品及び加工品	13 食肉（鯨肉を除く。）並びにその冷凍品及び加工品	公差表1
14 はちみつ	14 はちみつ	公差表1 又は表3
15 牛乳（脱脂乳を除く。）及び加工乳並びに乳製品（乳酸菌飲料を含む。） (1) 粉乳、バター及びチーズ (2) (1)に掲げるもの以外のもの	15 牛乳（脱脂乳を除く。）及び加工乳並びに乳製品（乳酸菌飲料を含む。） (1) 粉乳、バター及びチーズ (2) 左に掲げるもののうち、アイスクリーム類以外のもの	公差表1 公差表1 又は表3
16 魚（魚卵を含む。）、貝、いか、たこその他の水産動物（食用のものに限り、ほ乳類を除く。）並びにその冷凍品及び加工品 (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品 (2) 乾燥し、又はくん製したものの、冷凍食品（加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。）及びそばろ、みりんぼしその他の調味加工品	16 魚（魚卵を含む。）、貝、いか、たこその他の水産動物（食用のものに限り、ほ乳類を除く。）並びにその冷凍品及び加工品 (1) 左に掲げるもののうち、冷凍貝柱及び冷凍えび (2) 左に掲げるもののうち ・干しかずのこ、たづくり及び素干しえび ・煮干ししたもの、又はくん製したもの ・冷凍食品（貝、いか及びえびに限る。） ・調味加工品（たら又はたいのそばろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る。）	公差表2
(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	(3) 左に掲げるもののうち ・塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア ・缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの	公差表1
17 海藻及びその加工品	17 左に掲げるもののうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干しのみ又はのりの加工品以外のもの	公差表2
18 食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類	18 食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類	公差表1

法第12条第1項の特定商品	法第13条表記義務対象の特定商品 (左記の商品のうち密封したときに表記義務のかかる商品)	適用 公差
19 ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	19 ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	公差表1 又は表3
20 しょうゆ及び食酢	20 しょうゆ及び食酢	公差表3
21 調理食品 (1) 即席しろこ及び即席ぜんざい (2) (1)に掲げるもの以外のもの	21 調理食品 (1) 即席しろこ及び即席ぜんざい (2) 左に掲げるもののうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰	公差表1 公差表2
22 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	22 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	公差表1
23 飲料(医薬用のもを除く。) (1) アルコールを含まないもの (2) アルコールを含むもの	23 飲料(医薬用のもを除く。) (1) アルコールを含まないもの (2) アルコールを含むもの	公差表1 又は表3 公差表3
24 液化石油ガス	24 液化石油ガス	公差表1 又は表3
25 灯油(容器に入れて販売するとき、体積表記義務)	25 灯油(容器に入れて販売するとき、体積表記義務)	公差表3
26 潤滑油	26 潤滑油	公差表3
27 油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限る。)	27 油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限る。)	公差表1 又は表3
28 家庭用合成洗剤、家庭用洗剤及びクレンザー	28 家庭用合成洗剤、家庭用洗剤及びクレンザー	公差表1 又は表3
29 皮革(原皮並びにわに革、とかげ革、へび革及びかめ革を除く。)		面積

面積・・・25 dm²以上【面積】2% (伸び率が大きい皮革として、経済産業省令で定めるものにあつては3%)

2. 量目公差

量目公差表1

表示量	誤差
5 g以上50 g以下	-4%
50 gを超え100 g以下	-2 g
100 gを超え500 g以下	-2%
500 gを超え1 kg以下	-10 g
1 kgを超え2.5 kg以下	-1%

量目公差表2

表示量	誤差
5 g以上50 g以下	-6%
50 gを超え100 g以下	-3 g
100 gを超え500 g以下	-3%
500 gを超え1.5 kg以下	-15 g
1.5 kgを超え2.5 kg以下	-1%

量目公差表3

表示量	誤差
5 ml以上50 ml以下	-4%
50 mlを超え100 ml以下	-2 ml
100 mlを超え500 ml以下	-2%
500 mlを超え1 L以下	-10 ml
1 Lを超え2.5 L以下	-1%